

国民年金コーナー

～平成31年度の国民年金保険料について～

○保険料額

平成31年度の国民年金保険料は月額1万6,410円です。(平成30年度保険料月額1万6,340円)

※国民年金保険料の額は、平成16年度の価格水準で規定された額をもとに、物価や賃金の伸びに合わせて改定されます。

○納付方法

①納付書でのお支払い

日本年金機構から送付される納付書を使用し、銀行などの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。(役場では保険料を納付できません。)

②口座振替

口座振替を利用すれば、毎月の手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。

ご希望の方は、お近くの年金事務所または金融機関の窓口でお申し込みください。

③その他の便利な納付方法

保険料の納付は、①や②のほかに、クレジットカード納付やインターネットなどを利用した電子納付なども利用できます。

なお詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

○納付期限

毎月の保険料の納付期限は「納付対象月の翌月末日」と定められています。

保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万一の場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、忘れずに納付してください。

○納付が困難なときは

失業した場合や所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予(先送り)される制度があります。

また学生の方でご本人の所得が一定以下の場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

保険料の未納期間を作らないためにも、保険料の納付が困難なときには、免除や猶予制度をご利用ください。



～平成31年4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除となります～

○免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。なお多胎妊娠の場合は、出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

○対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

○届出方法

出産予定日の6カ月前から届け出が可能ですので、平成31年4月1日以降に役場町民生活課で届け出を行ってください。

届け出の際には本人確認書類(運転免許証など)のほか、出産前の方は母子健康手帳をご持参ください。出産後の方は原則本人確認書類のみで届け出が可能です。被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など、出産日および親子関係を明らかにする書類が必要になります。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933